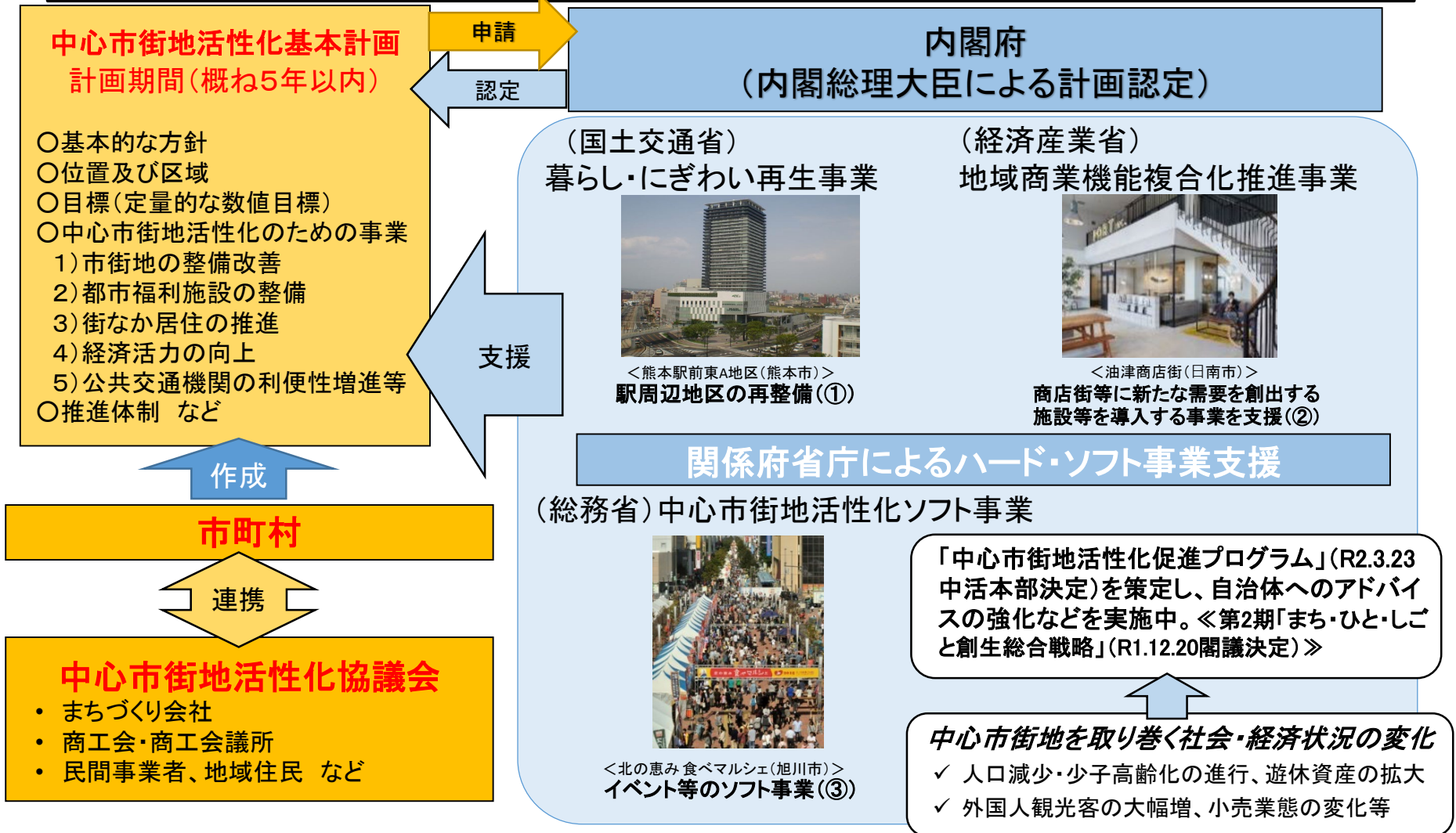


中心市街地活性化基本計画の状況

令和5年9月
内閣府地方創生推進事務局

中心市街地活性化制度の概要

- 中心市街地の活性化に関する法律に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。



中心市街地活性化基本計画認定市町村一覧：153団体（令和5年4月：52団体※53計画）

令和5年4月現在で、153団体（累計276計画）が認定（②、③、④は認定の回数）を受ける。黒字は計画期間終了の自治体。

赤字は取組実施中の自治体（下線付きは令和5年度で期間終了）

北海道	函館市、小樽市、旭川市、 <u>帯広市③</u> 、北見市、岩見沢市②、稚内市、滝川市、砂川市、富良野市②	滋賀県	大津市②、長浜市②、 <u>草津市②</u> 、守山市②、 <u>東近江市②</u>
青森県	青森市②、弘前市②、 <u>八戸市③</u> 、 <u>黒石市</u> 、 <u>十和田市②</u> 、三沢市	京都府	福知山市②
岩手県	盛岡市②、久慈市②、遠野市②	大阪府	堺市、高槻市②、 <u>茨木市</u>
宮城県	<u>石巻市③</u>	兵庫県	神戸市（新長田）、 <u>姫路市③</u> 、尼崎市、明石市②、 <u>伊丹市③</u> 、宝塚市、 <u>川西市③</u> 、丹波市②
秋田県	秋田市②、大仙市	奈良県	奈良市
山形県	<u>山形市③</u> 、鶴岡市②、酒田市②、 <u>上市市②</u> 、 <u>長井市②</u>	和歌山県	和歌山市、田辺市
福島県	<u>福島市③</u> 、会津若松市、いわき市、白河市②、 <u>須賀川市②</u>	鳥取県	<u>鳥取市④</u> 、米子市②、 <u>倉吉市②</u>
茨城県	<u>水戸市②</u> 、 <u>土浦市②</u> 、石岡市、 <u>鹿嶋市</u>	島根県	<u>松江市③</u> 、江津市、雲南市
栃木県	日光市、大田原市	岡山県	<u>倉敷市③</u> 、津山市、玉野市
群馬県	<u>高崎市③</u>	広島県	<u>三原市②</u> 、府中市②
埼玉県	川越市②、蕨市、寄居町、 <u>志木市</u>	山口県	下関市、 <u>宇部市</u> 、 <u>山口市③</u> 、岩国市、 <u>周南市②</u>
千葉県	千葉市、 <u>木更津市</u> 、柏市②	徳島県	<u>徳島市</u>
東京都	<u>八王子市②</u> 、青梅市、府中市	香川県	<u>高松市③</u>
神奈川県	小田原市	愛媛県	<u>松山市③</u> 、西条市
新潟県	新潟市、 <u>長岡市③</u> 、十日町市、上越市（高田）	高知県	<u>高知市③</u> 、四万十市
富山県	<u>富山市④</u> 、 <u>高岡市④</u>	福岡県	北九州市（小倉・黒崎）、大牟田市、久留米市②、直方市、飯塚市
石川県	<u>金沢市④</u>	佐賀県	唐津市②、小城市、基山町
福井県	福井市②、敦賀市、大野市②、越前市②	長崎県	<u>長崎市②</u> 、諫早市②、大村市
山梨県	甲府市②	熊本県	<u>熊本市④</u> 、熊本市（植木）、八代市、山鹿市、 <u>益城町</u>
長野県	長野市②、上田市②、 <u>飯田市③</u> 、塩尻市	大分県	<u>大分市④</u> 、別府市、佐伯市②、竹田市、豊後高田市②
岐阜県	<u>岐阜市④</u> 、 <u>大垣市③</u> 、高山市、 <u>中津川市②</u>	宮崎県	宮崎市、日南市、小林市、日向市
静岡県	<u>静岡市（静岡・清水）③</u> 、浜松市②、沼津市、 <u>島田市</u> 、掛川市②、 <u>藤枝市④</u>	鹿児島県	<u>鹿児島市③</u> 、奄美市
愛知県	名古屋市、豊橋市②、 <u>豊田市④</u> 、安城市、東海市、田原市	沖縄県	沖縄市②
三重県	<u>伊勢市②</u> 、伊賀市		

中心市街地活性化基本計画 令和4年度定期フォローアップ報告の概要

- 国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画では、各自治体が複数の目標を掲げている。各目標においては、その達成状況を的確に把握できるよう、定量的な指標(目標指標)を設定している。
- 各目標指標は、計画期間中、原則毎年取組の進捗状況及び目標達成の見通し等を自己評価(定期フォローアップ)することとしている。
- 定期フォローアップによって明らかとなった取組の進捗状況、目標達成の見通し、基準値からの改善状況等を参考に、必要と認められる場合には、各自治体は、中心市街地活性化協議会と連携して、速やかに基本計画の見直しを行う。

<取組の進捗状況と目標達成状況に関する集計結果>

対象計画: 41市町 42計画 140指標

【参考: 令和3年度】50市町 50計画 165指標

○ 定期フォローアップ対象の全140指標について下記の分類により集計を行った。

<取組の進捗状況及び目標達成に関する見通しの分類>

- ① 目標達成が見込まれる (関連する事業等の進捗状況が順調)
- ② 目標達成が見込まれない (関連する事業等の進捗状況が順調)
- 1 目標達成が見込まれる (関連する事業等の進捗状況が順調でない)
- 2 目標達成が見込まれない (関連する事業等の進捗状況が順調でない)

	目標達成可能と見込まれる	目標達成可能と見込まれない	合計
取組の進捗が順調である	① 103指標 (74%) 〔110指標 (67%)〕	② 18指標 (12%) 〔25指標 (15%)〕	121指標 (86%) 〔135指標 (82%)〕
取組の進捗が順調でない	1 14指標 (10%) 〔17指標 (10%)〕	2 5指標 (4%) 〔13指標 (8%)〕	19指標 (14%) 〔30指標 (18%)〕
合計	117指標 (84%) 〔127指標 (77%)〕	23指標 (16%) 〔38指標 (23%)〕	140指標 (100%) 〔165指標 (100%)〕

※表中の〔 〕は令和3年度の状況

○ 指標について「目標達成可能と見込まれない」とした要因として、新型コロナウイルス感染拡大による影響が多く挙げられた。

中心市街地活性化基本計画 令和4年度最終フォローアップ報告の概要

- 国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画では、各自治体が複数の目標を掲げている。各目標においては、その達成状況を的確に把握できるよう、定量的な指標(目標指標)を設定している。
- 当該基本計画については、各自治体自ら計画期間満了後に、取組(事業等)が予定どおり進捗したのか、目標は達成されたのか等を自己評価(最終フォローアップ)として報告することとしている。
- 令和4年度の最終フォローアップの対象となる16市の16計画では、合計56の目標指標が設定されており、各種事業等をもって目標達成に向けた取組が行われてきたところであり、その評価結果をとりまとめる。

<取組の進捗状況と目標達成状況に関する集計結果>

対象計画: 16市 16計画 56指標

【参考: 令和3年度】15市15計画60指標

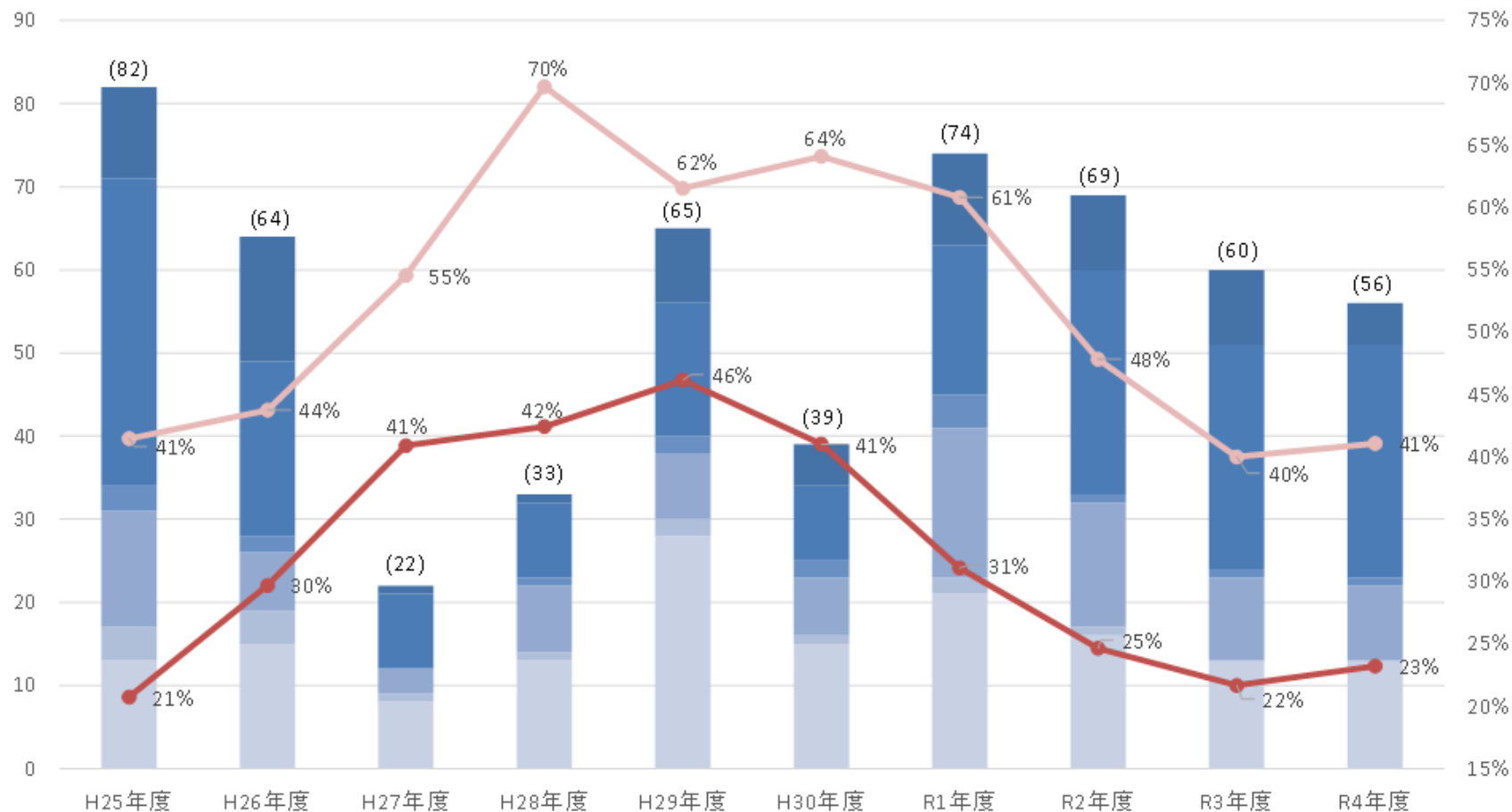
	関連事業が概ね予定どおりに完了した	関連事業が予定どおりに完了しなかった	合計
計画当初より改善	22指標 (39%) 〔23指標 (38%)〕	1指標 (2%) 〔1指標 (2%)〕	23指標 (41%) 〔24指標 (40%)〕
うち目標達成	13指標 (23%) 〔13指標 (22%)〕	0指標 (0%) 〔0指標 (0%)〕	13指標 (23%) 〔13指標 (22%)〕
計画当初より悪化	28指標 (50%) 〔27指標 (45%)〕	5指標 (9%) 〔9指標 (15%)〕	33指標 (59%) 〔36指標 (60%)〕
合計	50指標 (89%) 〔50指標 (83%)〕	6指標 (11%) 〔10指標 (17%)〕	56指標 (100%) 〔60指標 (100%)〕

※表中の〔 〕は令和3年度の状況

○ 目標指標が計画当初より悪化した要因として、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛、イベントの中止、各種施設の利用制限等が多く挙げられた。

中心市街地活性化基本計画における目標達成等の状況の推移

目標達成と改善割合の推移



■ A: 目標達成(事業完了)
■ B: 目標未達成・当初より改善(事業完了)
■ C: 当初より悪化(事業完了)
—●— 改善率: (A+a+B+b)/指標数

■ a: 目標達成(事業未完了)
■ b: 目標未達成・当初より改善(事業未完了)
■ c: 当初より悪化(事業未完了)
—●— 目標達成率: (A+a)/指標数

当面の重点検討課題等における中心市街地活性化の位置づけについて

当面の重点検討課題(令和5年6月16日デジタル田園都市国家構想実現会議決定)(抜粋)

<中心市街地の活性化・地方都市の再生等>

中心市街地の活性化と地方都市の再生を図るため、関係府省は連携し、賑わいを生み出す空間づくり、老朽化施設の改修・利活用、空き地・空き店舗対策、地方の都市開発に対するノウハウ支援、商業関係者や自治体等による官民連携した実施体制強化等、必要な施策を検討し、本年度内に取りまとめを行うとともに、「地方に仕事をつくる」ため、製造業等の域外から稼ぐ産業の地方立地や観光業の振興、大都市、大学等との連携による地方におけるイノベーション創出の取組を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2023(骨太の方針)(令和5年6月16日閣議決定)(抜粋)

第2章 5. 地域・中小企業の活性化

(シームレスな拠点連結型国土)の構築と交通の「リ・デザイン」

広域的な人口・諸機能の分散と連結強化を進め、コンパクト・プラス・ネットワークを深化・発展させ、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指す。

地域生活圏の形成等に向け、**中心市街地を含む地方都市等の再生や競争力強化、公園の利活用等による人中心のコンパクトな多世代交流まちづくりとその高度化、公共交通施設等のバリアフリー、通学路等の交通安全対策、道の駅の拠点機能強化、自転車等の利用環境の向上等を進めるとともに、戦略的なインフラメンテナンスの取組を加速化する。**地域公共交通については、改正法の円滑な施行等あらゆる政策ツールを総動員するとともに、国の執行体制の強化を図る。MaaS等の交通DX・GX、地域経営における連携強化、ローカル鉄道の再構築、地域の路線バスの活性化など「リ・デザイン」の取組を加速化するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現に資する幹線鉄道ネットワークの地域の実情に応じた高機能化・サービスの向上、ラストワンマイルの移動手段であるタクシーや自家用有償旅客運送に関する制度・運用の改善等を通じて、豊かな暮らしのための交通を実現する。

国土形成計画(全国計画)(令和5年7月28日閣議決定)(抜粋)

第1部第3章第1節2 地域生活圏の形成に資する具体的な取組の概要

(多様な暮らし方を支える人中心のコンパクトな多世代交流まちづくり)

人口減少、少子高齢化が加速する地方都市の持続性を維持・向上するため、地域の生活サービス機能を集約し、居住を誘導する多様な拠点の創出とそれらを結ぶ公共交通の確保を図る。

こうした観点から、まちなかの賑わいを創出し、滞在性・回遊性を高め、多世代が交流するコミュニティ空間を創出するため、人中心の都市・街路空間への再構築や、「歩行者利便増進道路(ほこみち)制度」の普及により、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。

また、中心市街地の活性化と地方都市の再生を図るため、関係府省の連携により、賑わいを生み出す空間づくり、老朽化施設の改修・利活用、空き地・空き店舗対策、地方の都市開発に対するノウハウ支援、商業関係者や地方公共団体等による官民連携した実施体制強化など、必要な施策を検討するとともに、「地方に仕事をつくる」ため、製造業等の域外から稼ぐ産業の地方立地や観光業の振興、大都市、大学等との連携によるイノベーション創出の取組を推進する。

加えて、こどもまんなか社会の実現の観点からのこどもまんなかまちづくりを進める必要があり、良質な住宅の供給や保育所の充実のほか、デジタル技術の活用も通じた安全で快適な道路の整備や、まちづくり GX の推進による公園緑地の確保等を通じたゆとりある都市空間の整備、公共空間等におけるバリアフリー化の推進など、子育て世代が安心して暮らせる空間を創出するとともに、多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成、三世同居・近居等を促進するなど、多世代が交流するまちづくりを推進する。